



確定申告に関するお知らせ



## ◎厚狭税務署で申告相談を行います

◎設置期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

◎受付時間 9:00～16:00 (相談時間は17:00まで)

※上記期間以外には申告相談会場は開設していませんので、ご注意ください。(郵送での提出は2月15日(木)以前でも受付可)

## ◎「パソコン等で作成して郵送」が便利です

申告会場は大変混み合います。自宅のパソコンやスマートフォン等で申告書を作成し、必要な書類を添えて郵送するのが便利です。詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。 <http://www.nta.go.jp>

## ◎医療費控除の申告方法が変わります

医療費控除の申告には、これまで領収書の添付が必要でしたが、平成29年分の確定申告からは「医療費控除の明細書」や「医療費通知」を添付することになります。明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、厚狭税務署、税務課、山陽総合事務所、各支所・出張所にも備え付けています。

### 確定申告時における控除についてお知らせします

#### ■医療費控除

健康保険の医療費通知を添付すると、「医療費控除の明細書」のうち明細の記入を省略できますが、市国民健康保険および後期高齢者医療保険の平成29年診療分医療費通知には「被保険者が支払った医療費の額」の記載がないので、確定申告には使えません。

☎国保年金課 (☎ 82-1179)

#### ■障害者控除

平成29年12月31日現在、65歳以上で要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。高齢福祉課に介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(免許証等)を持参し、申請してください。

☎高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

#### ■社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金

額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

●納付書または口座振替で納めている人  
納付済確認書(1月下旬発送予定)でお知らせします。

●年金からの天引きで納めている人  
公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

●両方の方法で納付している人  
納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

※非課税年金の障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をする人には納付済確認書を発行します。国民健康保険料と後期高齢者医療保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢福祉課まで連絡してください。

☎国保年金課 (☎ 82-1177 ☎ 82-1209)

☎高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

◎問い合わせ先 厚狭税務署 (☎ 72-0180)